

神楽でつなぐ地域活性化事業 VR 動画制作業務委託仕様書

1 業務名称

神楽でつなぐ地域活性化事業 VR 動画制作業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務委託の目的

デジタル技術を活用し、神楽をはじめとした本県の文化資源の魅力を若者など幅広い層に戦略的に発信することにより、国内外の人々に「選ばれる」宮崎の実現を目指す。

また、令和7年度の大阪・関西万博やその後の県内外のイベント、県内施設において VR 映像を活用することで神楽への興味・関心を高める。

4 VR コンテンツのコンセプト

- (1) VR 特有の没入感を活用し、神楽の伝統やストーリー性を表現しつつ、実際に「本物」への誘客促進に寄与するような内容とする。
- (2) VR の強み・技術を生かした時間・空間の移転等の演出により、映像を見ている人があたかも神楽を体験しているような臨場感・没入感のある VR 動画コンテンツを制作する。

5 業務の内容

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) VR コンテンツの制作業務

- ① 本業務の目的、VR コンテンツのコンセプトを踏まえ高精細（4 K以上）の映像を制作すること。

フレームレートは 60fps 以上とする。

なお、VR 動画の視聴のみにとらわれることなく、XR（VR、AR等）を駆使した提案も可能とする。

- ② 制作する動画は 1 本以上とし、利用者に最後まで見てもらえる仕掛けと適正なコンテンツ量に配慮すること。

なお、動画を 1 本とする場合には、VR 以外のデジタル技術を組み合わせた内容とすること。

- ③ 動画の再生時間は3分以内を目安とする。
- ④ VRコンテンツには必要に応じ、動画の題名、名称、BGM等を挿入し、適宜ナレーション、字幕、アニメーション、CGなどを活用し、視聴者が理解しやすい内容であること。一般の方が不快に感じるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。BGM等用の音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ⑤ 外国人観光客に配慮し、ナレーションや字幕の表示等は、4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）の言語から選択できること。多言語版作成にあたっては、日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人目線で神楽の魅力が伝わる内容とすること。なお、翻訳の方法（字幕、ナレーション等）については、別途協議により決定する。
- ⑥ 県が継続してVRコンテンツを運用していくうえで必要となる運用マニュアル（コンテンツの修正等の手順書など）を作成すること。
- ⑦ 神楽を鑑賞しているだけの構成ではなく、斬新なアイデアや共感を呼ぶストーリーなど、構成に工夫を凝らし、話題になり、拡散される動画とすること。なお、動画制作にあたっては、関係者と調整しながら制作を行うこと。
- ⑧ 制作にあたり他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。一般の個人が写る場合は、顔が映らない処理を加える、本人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ⑨ VRコンテンツは単眼でも視聴できるよう編集を行うこと。また、WEBサイトやYouTube等で再生できるファイル形式とすること。
- ⑩ VRコンテンツの魅力を伝えるチラシを制作すること。チラシはA4サイズとし、ターゲットとする若年層へのPR効果の高いデザインとすること。

(2) VRコンテンツの基本事項

- ① 今回制作する映像が、360度視聴可能なプログラム（画面デザイン、画面遷移）を設計する。
- ② 複数の動画から視聴する映像を選択するための機能を有すること。
- ③ 日本語のほか、英語、中国語、韓国語の翻訳を挿入するため、利用者が使用できる言語選択機能を設計する。

- ④ プログラムは県側で VR ソフトの追加更新等が可能なシステムとし、システム構成表及びコンテンツ用プログラムデータを作成する。
- ⑤ VR 機器を初めて使用する方でも操作が可能な設計とすること。

(3) 安全対策等

- ① VR コンテンツ視聴設備を導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。
- ② VR コンテンツ特有の「VR 酔い」や、VR ゴーグル等を用いた子供の利用についての対応を提案すること。
- ③ セキュリティワイヤーなど盗難防止対策を行うこと。なお、対策は利用者の使用感に配慮したものとする。

(4) 受託者が提案する効果的な事項（自由提案）

本業務の目的を達成するための自由提案を可能とする。ただし、提案価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 契約締結後、事業完了までのスケジュール（事業計画書）を提出し、県の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 動画の構成、撮影・編集方針等について、事前に県と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は上記スケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、県と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を県に定期（月1回以上）及び随時報告するほか、必要に応じ協議を行うこと。
- (4) 受託者は仮編集時及び納入前の段階で、必ず、県によるプレビュー（映像によるチェック）を受けること。プレビューの結果、修正が生じた場合、受託者は速やかに映像の修正を行うこと。

7 経費

撮影や編集、納品する機材・備品に係る一切の経費（機材調達費、人件費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、翻訳費、各種データ費、使用料等）は、全て委託業務費に含む。

8 成果物

下記の成果物を令和7年3月31日までに納品すること。電子媒体については不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

また、データ形式、アスペクト比等については、発注者との十分な協議・調整によること。

- (1) VR コンテンツ動画（全編・ダイジェスト版・広報版）データ（ア～ウ）を収録した電子媒体5枚（DVD・BD等）
 - (ア) VR ゴーグル再生用データ形式
 - (イ) インターネット動画サイトアップロード可能データ形式
 - (ウ) DVD プレーヤー再生可能データ形式
- (2) VR ゴーグル等コンテンツ視聴に必要な機材・備品 3組
VR ゴーグルは、「PICO G3」を想定しているが、仕様についてはすべて同等品以上可とする。納品に際し、本件担当者（県職員）に対し、基本的なVR動画操作方法の指導を行うこと。
- (3) 運用マニュアル 紙媒体1部、電子媒体1部
- (4) システム構成表 紙媒体1部、電子媒体1部
- (5) 本業務で制作したすべてのデータ並びに汎用フォーマット形式の3次元データ及び付帯データ（テクスチャ素材など） 電子媒体1部
- (6) チラシ 14,000枚 電子媒体1部
- (7) 業務実施報告書 紙媒体1部、電子媒体1部

9 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、みやざき文化振興課が指定する場所とする。

10 著作権・肖像権

受託事業者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。本事業の成果物に係る権利は、原則県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。

なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、県に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

また、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

11 その他

- (1) 成果物納品後、操作説明を行うこと。使用者から操作についての問い合わせがあったときは、随時対応すること。
- (2) 業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、定めのない事項及び業務実施に係る細部については、別途協議する。
- (4) やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。